

平成30年度北谷町観光物産プロモーション事業 観光誘客強化広報宣伝業務仕様書

1. 業務の目的等

北谷町観光物産プロモーション事業については、関係団体、観光事業者等と密接な連携体制を構築するとともに、本町の認知度を一層向上させ、集客力を高めるため、県内外及び海外における誘客推進活動や、地域物産及び観光商品等の魅力の発信を図っているところである。

本業務は、本町への観光誘客を推進し、イメージアップを図るため、本町のブランドイメージの確立を図り、商工業、観光業、農業、水産業等の地域産業力の向上と特色ある地域資源を活用して地域活性化を図ることを目的とする「ちゃたんブランド力向上推進事業」と連携し、「ちゃたんブランド」のブランドメッセージ及びロゴマーク等の制作を行い、本町がもつ様々な魅力を視覚的に、県内外及び海外へ広報宣伝するものである。

2. 業務の内容

- (1) 「ちゃたんブランド」ブランドメッセージの提案
- (2) 「ちゃたんブランド」ロゴマークの制作及び提案
- (3) 上記ブランドメッセージ及びロゴマークを活用した「ちゃたんブランド」及び「ちゃたんブランド推奨認定品」の広報宣伝企画の提案及び実施
- (4) 上記ブランドメッセージ及びロゴマークの商標登録等手続きに関する調査
- (5) 「ちゃたんブランド力向上推進事業」を推進する企画の提案
- (6) 成果品
 - ア ロゴマークのサンプル原画 2部
 - イ ロゴマークのデザインマニュアル 2部
 - ウ 独自に提案した制作物等一式
 - エ 事業報告書
 - オ CD-R等電子媒体に保存した、上記項目のデータ等一式

3. 条件

- (1) ブランドメッセージについて
「ちゃたんブランド力向上推進事業」に沿った提案をすること。
- (2) ロゴマークについて
以下のとおりシンボルマークとロゴタイプによって構成されたデザインを制作すること。
 - ア シンボルマーク
「ちゃたんブランド力向上推進事業」及び提案されたブランドメッセージに沿ったデザインを制作すること。
 - イ ロゴタイプ

「ちゃたんブランド」と、提案された「ブランドメッセージ」を使用した、2つのタイプを提案し制作すること。

4. 業務の履行期間

契約締結の日～平成31年3月14日（木）までとする。

5. 本町からの提供資料（別添）

- (1) ちゃたんブランド力向上推進事業 概要書
- (2) ちゃたんブランド推奨認定要綱（平成28年12月1日 町長決裁）
- (3) ちゃたんブランド推奨認定フライヤー（平成28年度・29年度）

6. 著作権等について

本業務により生じた著作権、肖像権、その他の権利については、使用分、未使用分に関わらず、すべて本町に帰属するものとする。